

神戸市立高等学校産業教育表彰実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、工業科・商業科及び商業教育にかかる類型等を設置している神戸市立高等学校に在学する生徒で、産業教育において特に顕著な成果を収め、他の模範となる者を表彰することにより、生徒の目的意識や学習意欲を喚起し、学校生活を活性化し、これをもって産業教育の振興を図るために、その実施方法を定めるものとする。

(方法)

第2条 表彰は、表彰状及び記念品を授与して行う。

(時期)

第3条 表彰は、年1回、学年末に行う。

(被表彰者の決定)

第4条 教育長は、第7条の選考委員会の推薦により被表彰者を決定する。

(表彰の資格)

第5条 被表彰者の資格は、最終学年に在籍する者で、次の各号のいずれかに該当し、かつ学校長の推薦を受けたものとする。

- (1) 学校教育活動等で率先して活躍し、学校の活性化に特に貢献した者
- (2) 職業資格等の取得で、特に顕著な実績があった者
- (3) 産業教育に対する学習態度や取組が、特に他の模範となる者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、職業に関する技術・技能の習熟に著しく優れ、表彰に値する者

(申請手続)

第6条 表彰を申請しようとする学校長は、前条の資格を有する生徒について、産業教育表彰申請書(様式1)を作成し、選考委員会に提出しなければならない。

2 選考委員会は前項の申請書の推薦理由を審議し、推薦を適当と認めるときは、産業教育表彰推薦書(様式2)を教育長に提出するものとする。

(選考委員会)

第7条 選考委員会は、次に掲げる者で組織する。

- (1) 神戸市立高等学校教育実践研修工業グループ担当課長
- (2) 神戸市立高等学校教育実践研修商業グループ担当課長
- (3) 工業グループ及び商業グループ幹事又は代表者若干名
- (4) 教育委員会事務局学校教育部学校教育課長

(事務)

第8条 表彰についての庶務は、教育委員会事務局学校教育部学校教育課において行う。

(施行の細目)

第9条 この要綱に定めるもののほか、表彰に必要な事項は、別に定める。

附 則 この要綱は、平成5年1月10日から施行する。
この要綱は、平成14年4月1日から施行する。
この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
この要綱は、令和2年11月1日から施行する。
この要綱は、令和3年12月21日から施行する。